

令和7年度 多治見市立養正小学校「学校いじめ防止基本方針」

Ⅰ 基本的な構え

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」第2条 いじめの定義

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、いじめはいつでも、どこでも、誰もが起こしえて、誰に対しても起こりえるという認識と、今も密かに進行中かもしれないという危機感を常に持ち、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、全教育活動を通じていじめの防止等のための対策を行う。

また、いじめの場面には、加害者、被害者という立場に加えて、傍観者が存在しており、あらゆる立場の者が、いじめを許さない毅然とした姿勢を生み出していく。

(3) 学校及び職員の責務

すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ未然防止のための取り組み

(1) 本年度の重点

- 「自己有用感を育み、挑戦意欲を高める子の育成」を学校課題として取り組むとともに、自尊感情調査等により児童一人一人を見守る。
- 「意欲的に追及する子をめざして」を研究主題とし、「できた・わかった」「もっとやりたい」「さらにこうしたい」を実感できる学びの創造を目指し、仲間と関わり合いながら学ぶ活動を通して、児童理解の工夫・指導方法の工夫・評価と見届けの工夫を行う。

(2) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりにつとめる

- ①学校の伝統となる価値ある活動（日常活動の充実や、あいさつ活動、いじめをなくすキャンペーン等）を児童が自主的に行うよう支援する。
- ②児童の豊かな情操と道徳心を培うため、全教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。

(3) 児童一人一人の自尊感情を育む教育活動を推進する。

- ①全教育活動を通して自他の生命を大切にすることを育てる。
 - ②児童が他者と関わる表現力を培う。
 - ③人とのつながりを大切にしたい体験活動を推進する。
 - ④学校が楽しく充実しているという実感が得られるような教育活動を推進し、児童の自尊心を育む。
- (4)インターネットを通じて行われるいじめ防止のために、保護者及び児童生徒に啓発活動を行う。
- (5)職員の学級経営力向上及び、人権感覚を高めるための研修を行う。
- (6)対策のための組織
- いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。
- ①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
 - ②いじめ防止に関すること。
 - ③いじめ事案に対する対応に関すること。
 - ④いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。
 - ⑤年回3回（内1回は外部の方を含む）開催する。
いじめ事案発生時は緊急開催とする。
 - ⑥構成員（◎はいじめ担当教諭として、本会議の主務を担当する）
校長、教頭、◎生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭
※必要に応じて保護者代表、主任児童委員、学校評議員等の第三者やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の心理及び福祉の専門家を招請する。

3 いじめの早期発見に向けた取組

- (1)「いじめはどの学校、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、すべての教職員が児童の日常的な観察を丁寧に行うなど様子を見守り、児童の小さな変化を見つける。（登下校指導、授業巡回、給食、掃除指導等の様々な場面で表情、言動、服装、児童相互の関係性、持ち物等の変化など）
- (2)変化がある児童が見つかった場合は、情報を共有して問題の早期解決を図る。
- (3)児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。
- ・アンケート調査 年間4回以上
（市・県の行うアンケートがある月は兼ねる）
- (4)児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり相談担当者を定め、児童及び保護者に明示する。
- ・スクールカウンセラーの紹介（出勤日及び依頼方法）
 - ・いじめ相談窓口の設置（担任、学年主任、いじめ担当教諭等を示すが、基本は「いつでも誰にでも。一番相談しやすい人に」）
 - ・市教育相談室等関係機関の相談窓口を併せて紹介する。
 - ・アイパッドや情報機器によるいじめ防止のため、情報モラル指導計画に合わせて授業を行う。その際にはICT支援員や情報担当とも情報を共有する。

	主な取組	
4月	・職員研修会（全教職員の意志統一） ・ホームページによる「方針」の発信	「方針」の確認
5月		
6月	●第1回「お話週間」の実施（教育相談の実施） ・学校いじめ防止等対策推進会議（校内）	
7月	●第1回「いじめ調査アンケート」の実施、教育相談の実施 ・学校いじめ防止等対策推進会議（校内） →いじめ調査アンケート結果の確認と対応の見届け	第1回県いじめ調査
8月		
9月	●第2回「いじめ調査アンケート」の実施、教育相談の実施 ・学校いじめ防止等対策推進会議（校内） →いじめ調査アンケート結果の確認と対応の見届け	
10月		
11月	●第2回「お話週間」の実施（教育相談の実施）	
12月	●第3回「いじめ調査アンケート」の実施、教育相談の実施 ・学校いじめ防止等対策推進会議（校内） →いじめ調査アンケート結果の確認と対応の見届け	第2回県いじめ調査
1月		
2月	●第4回「いじめ調査アンケート」の実施、教育相談の実施 ・学校いじめ防止等対策推進会議（校内） →いじめ調査アンケート結果の確認と対応の見届け	
3月	次年度の基本方針について確認 →今年度の取組を踏まえ、来年度の基本方針決定	第3回県いじめ調査 問題行動調査(文科)

5 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・いじめを察知した場合は、「いじめ未然防止・対策委員会」を開催し、すみやかに事実の有無の確認など必要な措置を講ずる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかにかつ丁寧に事実確認を行うとともに教育委員会に報告する。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、毅然とした指導を行うとともにいじめを受けた児童や保護者に対する支援と、いじめを行

- った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。
 - ・保護者との連携の下、自分の行為を振り返る中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚すると共に、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
 - ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童生徒を見守り、心のケアまで十分に配慮した事後の対応に留意すると共に、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
 - ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

【いじめの解消】

- ・「いじめの解消」とは、いじめの行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3ヶ月を目安）であるため、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。なお、判断する時点で、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(2) 重大事態への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。または、子どもや保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは次の対処を行う。

- ・重大事態が発生した旨を、速やかに教育委員会に報告する。
- ・教育委員会の指導のもと、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会に報告すると共に、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

6 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・いじめの未然防止に関すること
- ・いじめの早期発見に関すること
- ・いじめの対応及び再発防止に関すること。

7 個人情報の取り扱い

個人調査（アンケート等）について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケートが資料として重要になることから、アンケートの原本等の一次資料の保存期間を当該の子どもが卒業するまでとする。また、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は指導要録と同様に保存期間を7年とする。